

平成 30 年度おきなわ技能五輪・アビリンピック選手育成支援事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 推進協議会長（以下「会長」という。）は、第 56 回技能五輪全国大会又は第 38 回全国アビリンピック（以下「沖縄大会」という。）に参加する選手の育成・強化を支援するため、県内企業等が行う技能向上訓練（以下「技能向上訓練」という。）の実施に要する経費等に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、沖縄県内に事業所等を有する企業、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等とする。

(助成の対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者に所属する労働者、訓練生、生徒又は利用者等（以下「訓練対象者」という。）に対して、沖縄県の選手として、沖縄大会に参加させるために実施する技能向上訓練等に要する経費で、別表 1 に掲げる経費とする。

2 訓練対象者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 沖縄大会への参加が決定している又は参加が見込まれる者
- (2) 沖縄大会の予選会（地方アビリンピックを含む）への参加が決定している者
- (3) 中央職業能力開発協会が実施する沖縄大会の二次予選会、二次選考会又は職種選考会（以下「二次予選会等」という。）への参加が決定している者

3 前 2 項に定める沖縄大会への参加とは、全国アビリンピックにおける技能デモンストレーションへの参加を含むものとする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の交付額は、一競技職種・種目につき、一企業・団体等当たり 20 万円を上限とする。

2 訓練対象者が技能五輪全国大会の選手として出場する場合は、選手一名当たり 15 万円を上限として、全国アビリンピックの選手として出場する場合は、選手一名当たり 5 万円を上限として、助成金の額を増額できるものとする。ただし、技能デモンストレーションへの出場を除く。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長は、予算の範囲内で交付限度額を定めることができるものとする。

(助成金の対象期間)

第 5 条 助成金の対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から沖縄大会終了の日までとする。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 外部講習会等に参加する場合は、概要がわかる資料等の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、適正と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、速やかに助成金の申請をした者に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定に際して、必要な条件を附することができる。

（交付の変更等）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業計画変更承認書（様式第4号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20%を超える減額をしようとするとき。
- (2) 第4条第2項の規定により、助成金交付決定額の増額をしようとするとき。
- (3) 助成事業の内容の変更（助成事業の遂行に影響しない程度の事業計画の変更を除く。）をしようとするとき。

2 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けること。

（申請の取下げ）

第9条 助成金の交付の申請をした者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は平成30年11月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 技能向上訓練の様子がわかる写真
- (4) 助成対象経費に係る支払証拠書類

2 助成事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業者の実施した事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 会長は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、助成金を他の用途に使用した場合
 - (2) 助成事業者が、助成事業に関して、不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
 - (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反した場合
 - (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 会長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号の規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 前2項の規定に基づく助成金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 助成事業者は、第11条の規定に基づく助成金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第11号)により会長に速やかに報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(助成金の支払い)

第14条 会長は、第11条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、第7条の規定に基づく助成金の交付の決定後に概算払をすることができる。助成事業者は、助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第15条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を平成36年3月31日まで保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

助成金の対象経費	<ol style="list-style-type: none">1 技能向上訓練に必要な次の経費<ol style="list-style-type: none">(1) 訓練指導を行う外部講師に対する謝金及び旅費(2) 訓練用材料、消耗品等の購入費(3) 会場借料費、訓練用器工具等借料費(4) 外部講習会及び二次予選会等への参加費、参加旅費及び工具等運搬費(5) その他訓練の実施に必要であると会長が認めた経費2 沖縄大会への参加に必要な次の経費<ol style="list-style-type: none">(1) 参加費及び職種別負担金(2) 工具等運搬費 <p>※上記1(1)の謝金は、交付上限額の50%以内とする。</p>
----------	---